

STOP!! ハラスメント

第1号 令和2年6月

本年6月より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。

本学におけるハラスメント防止対策の3原則

1. 見逃しません
2. 許しません
3. 厳正に対処します

相談希望の方はまずはお電話をください（このチラシの下部）

セクシュアルハラスメント



構成員の意に反する性的な言動のことです。

- ・性的な冗談、質問
- ・わいせつ図面の掲示
- ・性的な噂の流布
- ・身体への不必要な接触
- ・性的な言動により就業意欲を阻害する行為
- ・交際、性的な関係の強要 等



妊娠、育児休業、介護休業等ハラスメント



構成員が妊娠等した場合、あるいは育児休業や介護休業等を利用（又は利用しようとした場合に、その者の就業環境を害することです。上司や同僚による以下の言動が該当します。

- ・制度利用を阻害する言動
- ・それを理由に解雇や不利益な取り扱いを示唆する言動
- ・それを理由に行う嫌がらせ 等

パワーハラスメント アカデミックハラスメント



職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は就業環境を悪化させることです。

- ・身体的攻撃
- ・精神的攻撃
- ・人間関係からの切り離し
- ・過大な要求
- ・過小な要求
- ・個の侵害 等

例えば

- ・出張中の車内で上司に胸や腰を触られた
- ・同僚に取引先で自分の性的な内容の情報を意図的に流された
- ・抗議しているのに、同僚が業務パソコンでアダルトサイトを閲覧している

例えば

- ・産休を取りたいと言ったら上司に「休むなら辞めてもらうよ」と言われた
- ・育休を取りたいと相談したら上司に申出をしないよう言われた
- ・介護短時間勤務中、同僚から毎日嫌味を言われる

例えば

- ・みんなの前で大声で叱責された
- ・挨拶しても無視され、会話してくれない
- ・終業間際に過大な仕事を押し付けられる
- ・交際相手の有無を聞かれ、過度に結婚を推奨された

大阪大学ハラスメント相談室（秘密厳守）

豊中地区 06-6850-5029、06-6850-6006

吹田地区 06-6879-7169

箕面地区 072-730-5112

大阪大学HP http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention_sh

編集・発行 大阪大学総務部ハラスメント対策事務局

〒565-0871 吹田市山田丘1-1 Email: soumu-harassment@office.osaka-u.ac.jp



大阪大学
「フニ博士」

